

日本国憲法の構成と頻出条文③

| | |
|------|-----------|
| 第1章 | 天皇 |
| 第2章 | 戦争の放棄 |
| 第3章 | 国民の権利及び義務 |
| 第4章 | 国会 |
| 第5章 | 内閣 |
| 第6章 | 司法 |
| 第7章 | 財政 |
| 第8章 | 地方自治 |
| 第9章 | 改正 |
| 第10章 | 最高法規 |
| 第11章 | 補則 |

第3章

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条
すべて国民は、法の下に平等であって、**人種、信条、性別、社会的身分、又は門地**により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

第25条 すべて国民は、**健康で文化的な最低限度**の生活を営む権利を有する。